全国特別支援教育センター協議会規約

（名　　称）

第　１　条　　本会は、全国特別支援教育センター協議会という。

（組　　織）

第　２　条　　本会は、本会に加盟した特別支援教育センター又はこれに準ずる機関及び設置予定の機関（以下「特別支援教育センター」という。）をもって組織する。

（目　　的）

第　３　条　本会は、全国の特別支援教育センター相互の連絡を緊密にするとともに、相連携して、特別支援教育の充実、振興に寄与することを目的とする。

（事　　業）

第　４　条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 研究協議会の開催

(2) 特別支援教育研究に必要な資料の交換及び収集

(3) その他本会の目的を達成するための事業

（役　　員）

第　５　条　本会に次の役員を置く。

会　長　　１　名

副会長　　３　名

理　事　　８　名

監　事　　２　名

顧　問　　若干名

２．役員の選出及び任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長をもって充てる。

(2) 副会長は、総会において選出する。

(3) 理事は、北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州のブロック及び政令指定都市の各代表１名として、総会において選出する。

(4) 監事は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

(5) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

(6) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(7) 理事は、会務を審議する。

(8) 監事は、本会の経理を監査する。

(9) 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

３．役員の任期は１年とし、再任を妨げない。但し、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は残任期間とする。

（会　　議）

第　６　条　本会に次の会議を置く。

(1) 総　　会

(2) 役　員　会

２．総会は、毎年１回会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 本会の基本方針に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 加入機関の承認に関すること。

(4) 役員の選任及び解任に関すること。

(5) 年間事業計画及び予算の承認に関すること。

(6) 事業実施報告及び決算の承認に関すること。

(7) そ　の　他

３．役員会は、第５条に規定する役員をもって組織し、会長が招集し、次の事項を審議する。

(1) 年間事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業実施報告及び決算に関すること。

(3) その他役員会が必要と認める事項

（事　務　局）

第　７　条　　本会の事務局は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に置く。

（会　　計）

第　８　条　　本会の運営は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

２．本会の会費の額は、次のとおりとする。

(1)　独立機関　　９千円

(2)　併設機関等　　４千５百円

３．本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（委　　任）

第　９　条　　この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附　　則　　この会則は昭和 52 年 9 月 22 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は昭和 55 年 9 月 25 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は昭和 58 年 10 月 20 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は昭和 60 年 10 月 3 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は平成 7 年 9 月 28 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は平成 8 年 9 月 19 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　　則　　この改正規約は平成 23 年 12 月 27 日から施行する。ただし、改正後の第８条の規約は、平成24年度から適用する。

附　　則　　この改正規約は平成 27 年 11 月1日から施行する。

全国特別支援教育センター協議会規約の運用についての申し合わせ事項

最近改正　令和３年７月２９日

第５条２（2）副会長は、総会において選出する。

副会長は、協議会の年次総会・研究協議会の当番センター所長、次年度開催県所長、及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事の３名とする。

第５条２（3）理事は、・・・・・・各代表１名として、総会において選出する。

事務局は、翌年度理事候補者の推薦に伴う事務を行うものとする。
各ブロックの理事は、当該年度の全国大会(総会)の機会を利用して、ブロック毎に翌々年度の理事候補者について協議し、翌年３月３１日までに会長あて推薦する。

第５条２（4）監事は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

監事には、前々年度及び次々年度の協議会年次総会・研究協議会開催地（主管）センター所長を委嘱する。

第５条２（9）顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

顧問には、前年度開催センターの所長を委嘱する。

第５条３　　役員の任期は１年とする。

当該年度の役員の任期は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第６条３　役員会は、第５条に規定する役員をもって組織し、会長が招集し、次の事項を審議する。

役員会は、総会開催場所において開催するほか、必要に応じてメール審議とする。

第７条　　本会の事務局は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に置く。

事務局長、主幹及び主事は、それぞれ同研究所総務部長、総務企画課長及び研究推進係長をもって充てる。

大会開催地の選出方法について

平成７年９月２８日申し合わせより

１．選出方法及び開催順位（周期）は、以下のとおりとする。

１）ブロック単位で選出

北海道・東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州、政令指定都市の７ブロックで、大会開催ブロックの順番を決める。

なお、開催地（機関）は、当該ブロック内で選出する。

２）開催順位（周期）

順　番	ブ　ロ　ッ　ク　名
1	関　東　甲　信　越
2	北　海　道　・　東　北
3	九　　州
4	中　国　四　国
5	政　令　指　定　都　市
6	東　海　北　陸
7	近　　畿

２．各ブロックの理事は、大会開催地について、開催年度の４年前までに当該ブロック内の開催地を内定し、事務局に通知するものとする。